

熊谷市監査委員公告第8号

令和5年度農業委員会事務局定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和6年8月22日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 新島一英

令和5年度農業委員会事務局定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務 農地台帳交付手数料及び農地位置図交付手数料について、交付申請書に文書収受がされていなかったため熊谷市文書管理規程第12条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>2 支出事務 指摘事項なし。</p> <p>3 契約事務 指摘事項なし。</p> <p>4 補助金 指摘事項なし。</p> <p>5 負担金 指摘事項なし。</p> <p>6 財産管理 指摘事項なし。</p>	<p>1 収入事務 熊谷市文書管理規程に基づき文書収受漏れが無いよう、適正な事務処理を徹底した。</p>